

住宅リフォーム助成事業のお知らせ



【期間】 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

【施工業者】 市の制度に基づき契約者の資格登録を受けた、市内に本(支)店を有する法人・個人の施工業者に限ります(裏面の登録施工業者一覧をご覧ください)

【対象工事】 下記表参照(※令和6年度受付分は、令和6年4月1日以降に申請し、令和7年3月31日までに工事費用の支払いも含めて完了する工事とします)

令和5年度以前に
リフォーム補助金を
受けたかたもOK!

工事区分	補助金の額	対象となる改修工事の内容	交付対象者
高齢者等住宅改修工事 (バリアフリー工事)	改修工事費用の1/5の額 (1万円未満の端数は切り捨て) ※補助限度額 18万円	高齢者等による住宅内での事故防止のために行う次に掲げる改修工事で工事費用(消費税抜き)が5万円以上のもの (1) 手すりの設置 (2) 段差の解消 (3) 滑り防止のための床材変更 (4) 引き戸等への扉の取替え又は新設 (5) 洋式便器等への取替 (6) 前各号に掲げる工事に附帯して必要となる改修工事 	左欄に掲げる改修工事を行う者で、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 次に掲げるいずれかの者又はその者と現に同居している者 ア 65歳以上の者(要介護認定又は要支援認定を受けている者を除く。) イ 身体に障がいがある者(身体障害者手帳の交付を受けている者で、芦別市障がい者地域生活支援事業条例の規定に基づく日常生活用具給付等事業による居宅生活動作補助用具の給付対象者を除く。) (2) 本市に住所を有する者 (3) 当該改修工事を行う住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している者(店舗は対象外、併用住宅の場合は居住部分のみ対象) (4) 市税を滞納していない者
耐震改修工事	改修工事費用の1/5の額 (1万円未満の端数は切り捨て) ※補助限度額 30万円	建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断の結果に基づき必要とされた同条第2項に規定する耐震改修として行う改修工事及びこれに伴う外壁、断熱工事その他の附帯工事で工事費用(消費税抜き)が100万円以上のもの ※耐震改修工事は、事前に耐震診断を行う必要があります。	左欄に掲げる改修工事を行う者で、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 本市に住所を有する者 (2) 当該改修工事を行う住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している者(店舗は対象外、併用住宅の場合は居住部分のみ対象) (3) 市税を滞納していない者 
住宅改修工事 (一般リフォーム工事)	改修工事費用の1/10の額(1万円未満の端数は切り捨て) ※補助限度額 30万円	住宅の安全性又は耐久性の向上を図るために行う次に掲げる改修工事で工事費用(消費税抜き)が50万円以上のもの (1) 増改築工事 (2) 基礎、土台、梁又は柱の改修工事 (3) 筋かい、火打ち等による構造補強工事 (4) 断熱構造化工事 (5) 給排水管改修工事(水洗化工事を含む) (6) 外壁、屋根の改修工事又は塗装工事 (7) 内装仕上材の改修工事 (8) ボイラー、ユニットバス、洗面台、システムキッチンその他の設備機器設置工事 (9) 省エネルギー設備設置工事 (10) 前各号に掲げる工事に附帯して必要となる改修工事	左欄に掲げる改修工事を行う者で、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 本市に住所を有する者 (2) 当該改修工事を行う住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している者(店舗は対象外、併用住宅の場合は居住部分のみ対象) (3) 市税を滞納していない者 太陽光発電パネル、ヒートポンプ給湯機等を設置して、省エネ住宅にする工事も対象となります。 

※補助の対象とならない工事 (1) 新築工事、(2) 塀・門扉・ロードヒーティングなどの外構工事、(3) 家具・家電製品などの持ち運び可能な物品の購入費、(4) その他(産業廃棄物運搬費など)

注1) 補助金の交付は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間、同一の住宅において上記の工事区分各1回限りとします。ただし、高齢者等住宅改修工事については、毎年度1回の交付を受けることができます。

注2) 同一の住宅において上記の各工事区分による改修工事をそれぞれ行うときは、各工事区分に応じ、それぞれ補助金の交付を受けることができます。

注3) 工事の着工は、市からの「補助金交付決定通知」を受けてからとなります。「補助金交付決定通知」前に着工又は完了している改修工事は、一切補助の対象になりませんのでご注意願います。

注4) 平成18年4月1日から令和2年3月31日までの期間において、市の住宅リフォーム補助金を受けたことがあるかたも新制度でのリフォーム補助の対象となります。

※社会資本整備総合交付金が適用される場合、他の国の制度に基づく補助金は、重複して利用することができませんのでご注意ください。

リフォーム補助の手続・手順については裏面をご覧ください。

住宅リフォーム助成までの手続・手順

手順	行程内容	説明
1	事前準備	工事の概要、施工業者を決め住宅リフォーム助成を利用することを伝える
2	交付申請書提出 (着工予定日の 2週間前までに 提出願います)	申請者は、「交付申請書」を市役所3階「建築係」へ提出してください ※交付申請書には次の書類を添付してください ・住民票(市役所1階「市民年金係」にて交付※高齢者等住宅改修工事区分において、対象となる者(表面参照)と同居の場合で申請する場合は、対象となる者の住民票と申請者の住民票が必要) ・工事をする住宅の所有者が証明できる書類(名寄帳、当該年度の固定資産税課税明細書、登記事項証明書など) ・市税の納税証明書(市役所1階「納税係」にて交付) ・工事の見積書と図面(施工業者用意) ・施工前のリフォーム箇所の写真(施工業者用意) ※身体障がい者手帳の写し(高齢者等住宅改修工事における身体に障がいがある者の区分で申請の場合のみ必要) ※耐震診断結果(耐震改修工事の場合のみ必要)～要相談 ※耐震改修工事の設計図書(耐震改修工事の場合のみ必要)～要相談
3	着工前検査	市職員が、施工者立会のうえ工事予定箇所の状況を現地確認します(着工前検査は、毎週水曜日を基本としています)
4	交付決定通知	市は、工事内容等の確認の結果、補助金の対象工事に適合となれば、申請者へ「交付決定通知」を送付します
5	着工	申請者(施工者)は、必ず交付決定通知を受けてから着工してください
6	着手届提出	申請者は、着工後、交付決定通知に同封されてくる「着手届」を、市役所3階「建築係」に提出してください ※着手届には次の書類を添付してください ・工事の契約書又は請書の写し
7	進捗状況届提出	申請者は、工事行程の「進捗状況届」を、市役所3階「建築係」に提出してください ※進捗状況届には次の書類を添付してください ・リフォーム箇所の施工中の写真(施工業者用意)
8	完了届提出	申請者は、工事完了後、交付決定通知に同封されてくる「完了届」を、市役所3階「建築係」に提出してください ※完了日とは工事代金を支払った日(領収書記載の日付)となります ※完了届には次の書類を添付してください ・業者へ支払った工事代金の領収書の写し ・リフォーム箇所の完工後の写真(施工業者用意)
9	完了検査	市職員が、施工者立会のうえ工事完了後の状況を現地確認します(完了検査は、毎週水曜日を基本としています)
10	確定通知	市は、工事内容等の検査の結果、交付決定の内容に適合となれば、補助金の「確定通知」を申請者へ送付します
11	請求	申請者は、確定通知に同封されてくる「請求書」に必要事項を記載のうえ、速やかに市役所3階「建築係」に提出してください
12	補助金交付	市は、請求書に記載の指定口座に補助金を振り込みます(月の中旬、下旬の2回振込手続きを行っています。)

登録施工業者一覧

商号又は名称	住所	電話番号	商号又は名称	住所	電話番号
芦別内装工業	北3西2-12	23-0785	南部塗装店	北4西2-13	22-0650
東口外装	本町1150	22-0248	日新建設(株)	上芦別525	22-8855
(有)阿部建工	上芦別535	22-5793	日成建設(株)	南2東1-2	22-2018
(有)インテリアハヤシ	北6西4-13	22-3070	(株)野田板金	北7西4-3	27-7172
(株)植田組	上芦別215	22-8834	(有)福司建設	本町1136	23-1283
(有)大橋設備工業	上芦別105	22-4520	双葉建設産業(株)	北6西2-9	22-3693
加藤左官塗装工業所	上芦別120	22-4358	(株)山口電気	北4西2-13	22-2085
(株)軽米組 芦別営業所	北4西1-3	27-7501	(株)ヨシザワ建設カナモノ	南1西1-1	22-2232
(株)サンコー芦別営業所	北1西2-1	22-3287			
新芦別(株)	上芦別38	22-4421			
大興石材産業(株)	上芦別50	22-4089			
(有)高砂燃料	北2東1-5	22-3406			
高島塗装店	上芦別350	22-5843			
多田建設工業(株)	北2西2-8	22-3357			
(有)谷口板金工業所 芦別営業所	本町1053	23-3725			
(株)ドウネン	南1東1-2	22-3182			
(株)ナカデン	常磐1375	23-2060			

50音順

登録施工業者以外の業者さんでリフォーム工事を行う場合、補助金は助成されないので注意してね！



担当窓口・問合せ先

芦別市役所3階⑤番窓口「経済建設部都市建設課建築係」
電話：0124-27-7835 FAX：0124-22-9696
メールアドレス：kenchiku@city.ashibetsu.hokkaido.jp

